

★打田町・★粉河町・★那賀町・★桃山町・★貴志川町

●次世代に夢を託せるまちづくり●

那賀5町

合併協議会だより

第10号

平成17年2月発行



貴志川町で

「いちご狩り」シーズン到来!!

～とれたての実を手に笑顔を見せる子どもたち～

目次

- 第10回合併協議会審議状況 2P
- 合併協議会開催のお知らせ 6P
- 主な負担とサービス 3P~6P



合併協議会の審議状況

第10回



報告事項

報告第32号

事務局から次の事項が報告されました。

12月24日、打田町保健福祉センターで第10回那賀5町合併協議会を開催しました。

本協議会は合併の調印を以て、那賀5町合併協議会（以下「協議会」という。）規約（以下「規約」という。）第3条第1号及び第2号の事務については一応完結したこととなるものの、

合併協定項目

11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9

合併の方式について

合併の期日について

新市の名称について

新市の事務所の位置について

財産及び債務の取扱いについて

新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

一般職員の身分の取扱いについて

電算システムの取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて

合併協定書（案）について

合併協定書には次の項目が掲載されています。

合併協定書（案）について

合併協定書（案）について

次の議案が提出され、原案どおり決定・確認しました。

協議事項

合併確定後は合併準備業務が必要となるため、規約第3条第3号に規定する事務の遂行にあたり引き続き協議会を存続し、関係各組織において合併準備事務を行い、必要に応じ協議会の意見を求めると共に重要な調整事項を報告する。

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
事務組織及び機構の取扱いについて	条例・規則等の取扱いについて	一部事務組合等の取扱いについて	公共的団体等の取扱いについて	介護保険事業の取扱いについて	上下水道事業の取扱いについて	消防団の取扱いについて	行政区の取扱いについて	各種事務事業の取扱いについて	広報広聴関係事業	防災関係事業	障害者福祉事業
人権施策	使用料・手数料等の取扱いについて	補助金・交付金等の取扱いについて	町名・字名の取扱いについて	慣行の取扱いについて	国民健康保険事業の取扱いについて	消防団の取扱いについて	上下水道事業の取扱いについて	各種事務事業の取扱いについて	広報広聴関係事業	防災関係事業	障害者福祉事業
地域審議会等	新市建設計画の策定について	新市建設計画の策定について	町名・字名の取扱いについて	慣行の取扱いについて	国民健康保険事業の取扱いについて	消防団の取扱いについて	上下水道事業の取扱いについて	各種事務事業の取扱いについて	広報広聴関係事業	防災関係事業	障害者福祉事業
窓口業務	社会福祉協議会	新市建設計画の策定について	町名・字名の取扱いについて	慣行の取扱いについて	国民健康保険事業の取扱いについて	消防団の取扱いについて	上下水道事業の取扱いについて	各種事務事業の取扱いについて	広報広聴関係事業	防災関係事業	障害者福祉事業



場所
粉河ふるさとセンター 小ホール

日時
平成17年1月28日（金）
午後2時から

◎ 合併調印について
目次
● 合併協定書について
● 合併協議会の運営について
● 合併協議会の今後の運営について
● 報告事項

※この「合併協定書」は第1回合併協議会において協議第1号「合併協定項目」で確認された各項目の協議・確認がすべて終了したことにより作成されたもので、次の日程で合併の調印が行われることを確認しました。



(シリーズ)

主な負担とサービス

(その2)

地 方 税

- ◎ 新市における税率は次のとあります。

個人住民税	現行のとおり、地方税法による標準税率とします。
法人住民税	
固定資産税	
都市計画税	
軽自動車税	

※都市計画税について・・・現在、課税されていない桃山町と貴志川町については、平成21年度から課税されることになります。

- ◎ 標識（ナンバープレート）について

旧町で交付された標識は、新市においても有効です。したがって新たに新市の標識に付け替える必要はありません。

- ◎ 納期前納付に対する報奨金（前納報奨金）

前納報奨金については、普通徴収による個人住民税と固定資産税を対象として新市において引き続き交付されます。

報奨金は、納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数を乗じて得た額とし、第1期の納期限までに全期分を一括して納付したものに限り交付されます。

- ◎ 納税組合

桃山町で実施されている納税組合制度は、平成16年度で廃止されます。

- ◎ 集合徴収

那賀町及び桃山町で実施されている集合徴収は、新市において行いません。

- ◎ 各税の納期は次のとあります。

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人住民税 (普通徴収)			○		○		○			○		
固定資産税 (都市計画税含む)	○			○					○		○	
軽自動車税		○										



国民健康保険

◎ 国民健康保険税

○税率については、平成17年度末までは現行のとおりとし、18年度から統一します。

○納期については、下表のとおりとします。

第1期	6月15日～同月30日	第6期	11月1日～同月30日
第2期	7月1日～同月31日	第7期	12月1日～同月25日
第3期	8月1日～同月31日	第8期	1月1日～同月31日
第4期	9月1日～同月30日	第9期	2月1日～同月末日
第5期	10月1日～同月31日	第10期	3月1日～同月31日

○桃山町で実施されている集合徴収については、新市において行いません。

◎ 国民健康保険事業

○出産育児一時金（30万円）、葬祭費（3万円）の給付については、現行のとおり新市に引き継ぎます。

○粉河町の鞆済診療所については、現行のとおり新市に引き継ぎます。

○人間ドック・脳ドックについては、新市において実施します。

介護保険

○介護保険料は、平成17年度までは現行のとおりとし、新市の介護事業計画に基づき平成18年度から統一します。

※平成15～17年度基準額

打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町
47,900円	48,400円	38,880円	47,200円	42,000円

所得段階	対象者	保険料の算定方法
第1段階	町民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者	基準額×0.5
第2段階	町民税非課税世帯	基準額×0.75
第3段階	町民税本人非課税	基準額×1.0
第4段階	町民税課税・所得金額200万円未満	基準額×1.25
第5段階	町民税課税・所得金額200万円以上	基準額×1.5

小・中学校の通学区域

○小・中学校の通学区域については、当面、現行のとおりとします。ただし、新市において状況に応じて通学区域を調整します。



学 校 教 育

- ◎ 学期制
学校の学期制については、合併時は三学期制、二学期制の両学期併存とするが、新市においてできるだけ早い時期に統一できるよう調整を行います。
- ◎ スクールバス運行事業
粉河町及び桃山町のスクールバス運行事業については、現行のとおりとします。
- ◎ 学校給食
学校給食事業の保護者負担については、新市において調整を行います。なお、未実施校については新市において検討します。
- ◎ ヘルメット支給
ヘルメット支給事業については、新中学1年生及び自転車通学を必要とする小学生に無償支給します。
- ◎ 新入学・卒業記念品
新入学・卒業児童生徒記念品贈呈事業については、合併時に統一します。

社 会 教 育

- ◎ 学校週5日制推進事業については、合併時までに事業内容の検討・調整を行い、新市においても引き続き実施します。
- ◎ 成人式及び60の集い事業については、実施時期・場所・方法について調整を行い、新市においても引き続き実施します。
- ◎ 公民館事業及び文化祭等のイベントについては、新市においてより充実した事業として実施できるよう調整します。
- ◎ 各町の指定文化財については新市に引き継ぎ、新市において新たに文化財指定基準を設けることとします。
- ◎ 社会教育施設の使用手続き等については、合併時までに調整します。
- ◎ 図書館については、新市において相互利用が図れるよう調整を行います。

社 会 体 育

- ◎ 各種体育事業については、合併時までに現行の事業を基に関係団体等と実施内容・方法等について協議します。
- ◎ 社会体育関係の各種団体については、基本的には合併時に統合する方向で調整します。なお、町スポーツ少年団に加盟の各団については、現行のとおり新市に引き継ぎます。
- ◎ 社会体育施設の使用手続き等については、合併時までに調整します。
- ◎ 区民広場設置にあたり、次の要件を満たす場合に補助金を交付します。
【助成対象】
 - (1) 自治区において用地は確保し、平坦地で200m²以上必要です。
 - (2) 遊具等設置事業は、50m²以上であり、新設に限ります。
 - (3) 国・県の補助金を受けないものとします。
- 【補助率】
建設事業費、遊具等の設置については事業費の2分の1以内で、30万円を限度とします。



健 康 づく り

◎ 各種検診及び予防接種については、合併年度は現行のとおりとし、合併の翌年度から実施内容、方法等の統一を図り実施します。

検 診 項 目	対 象 者	
基 本 検 診	問診、身体計測、検尿、理学的検査、血圧測定、心電図検査、血液検査	20歳以上
がん 検 診	胸部、胃、大腸	40歳以上
	乳房	30歳以上の女性
	子宮	20歳以上の女性
結 核 予 防 接 種	結核予防法に基づき実施します。	
結 核 健 康 診 断	16歳以上	
肝 炎 ウ イ ル ス 検 査	国の実施要綱に基づき実施します。	
歯 周 疾 患 検 診	40、50、60、70歳	
妊 婦 一 般 健 康 診 查	全妊婦	
乳 幼 児 健 康 診 查	4か月、7か月、1歳6か月、3歳6か月	

予 防 接 種 項 目	対 象 者 (予防接種法に基づく標準的な接種年齢)	
個 別	三種混合	3か月～90か月
	麻疹・風疹	12か月～90か月
	日本脳炎	36か月～90か月
	インフルエンザ	65歳以上
集 団	ポリオ	3か月～90か月
	二種混合	小学6年
	日本脳炎	小学4年、中学3年

◎ 各種健康相談及び健康教室については、地域の特性を生かし、住民の健康保持と増進のため実施内容、方法等を検討し実施します。

合併協議会開催のお知らせ

第11回 合併協議会

日時 平成17年2月4日(金) 午後2時から
場所 那賀町総合センター 1階 大会議室